

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第109回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年1月22日（水）14時00分～14時25分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、佐藤 治正、
藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子

（以上7名）

（2）総務省

竹内総合通信基盤局長、今川総合通信基盤局電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、
大村事業政策課長、飯村市場評価調査官、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
仲田料金サービス課課長補佐、

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

ア 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の
指定について【諮問第3134号】

イ 基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について
【諮問第3135号】

開 会

○川濱部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第109回）を開催いたします。本日はウェブ審議で開催しており、委員7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

議 題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3134号】

○川濱部会長　初めに、諮問第3134号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○仲田料金サービス課課長補佐　事務局でございます。資料109-1、諮問第3134号を御覧ください。電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定についてでございます。

目次でございますとおり、諮問書、概要、告示案を準備しております。概要から説明させていただきますので、通し番号2番から始まりますパワーポイントの資料、横の資料を御覧ください。

通し番号の3ページ、右上の肩番号で言うと1ページを御覧ください。今回諮問いたします電気通信事業法第27条の3等のルールの概要ということでございます。電気通信事業法第27条の3の対象事業者は、MNO、それからMNOの特定関係法人、また、MVNOうち利用者数の割合が0.7%を超えるもの及び販売代理店となっておりますし

て、現行の告示では対象事業者が合計24社となっております。

右上のページ番号2ページを御覧ください。規律の対象となる電気通信事業者の指定の基準でございますが、禁止行為の規律の対象となる電気通信事業者として、次の電気通信事業者を告示によって指定するものでございます。MNO、それからMNOの特定関係法人については全事業者、また、MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるものとなっております。

次のページを御覧ください。右肩のページ番号3ページでございます。今回指定する電気通信事業者の内容について説明をしております。現行の告示から新たに追加する事業者についてかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、KDDIの特定関係法人であり、移動電気通信役務を提供しているジェイコム地域会社11社及び京セラコミュニケーションシステムの計12社でございます。ジェイコム地域会社11社の内訳は、下の表の青の吹き出しで書いておりますので、そちらを御覧ください。なお、こちらのKDDIの特定関係法人12社でございますが、移動電気通信役務を提供するKDDIの特定関係法人であるにもかかわらず、KDDIからの電気通信事業報告規則に基づく特定関係法人に係る報告において報告がなされていなかったことから、現行の指定告示では指定されていないものでして、今般、本件が発覚しましたので、新たにこの12社を指定事業者として追加するものでございます。

併せて、NTTドコモの特定関係法人であるNTTBPが新たに移動電気通信役務を提供することから、こちらも新しく指定をすることとしておりまして、本日諮問させていただきます告示案では、計37社を新たに指定する告示を諮問させていただいております。

以上、概要でございますが、4ページ、5ページにつきましては、それぞれ、4ページにKDDIとジェイコム地域会社との関係性について、5ページにKDDIと京セラコミュニケーションシステムの関係性についてということで、関係法令の整理を記載しておりますが、こちら、委員限りの内容となっておりますので説明は割愛させていただきます。

通しページの8ページに告示案をつけておりますのと、ページ戻りまして、1ページ目に今回の諮問書を記載しておりますので、そちらも併せて御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川濱部会長　ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問がご

ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。この事実関係からすると、今回の改正案は、ある意味では至極もったもなことです。御質問、御意見がないということで、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、1月23日土曜日から2月2日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　よろしいようですので、その旨、決定することといたします。

イ 基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について【諮問第3135号】

○川濱部会長　それでは、続きまして、諮問第3135号、基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　事務局でございます。資料109-2に基づきまして御説明をいたします。諮問の内容につきましては料金サービス課から説明させていただきますが、電話リレーに関する説明につきましては、事業政策課から補足的に説明をさせていただきます。

まず、ページで言いますと、通し番号の2ページでございます。申請の概要でございますけれども、支援機関でございます一般社団法人電気通信事業者協会からの申請でございます。注にございますけれども、この電気通信事業者協会につきましては、電気通信事業法に規定する基礎的電気通信役務支援機関として指定をされているところでございまして、適格電気通信事業者でございますNTT東西に対して交付金の交付等の業務を行っているところでございます。申請は1月15日になされてございまして、その概要でございます。3番目でございますが、基礎的電気通信役務支援機関が、電気通信事業法第79条第1項で準用されておりますけれども、この規定に基づいて行っており、支援業務の実施に関する事項を定めた基礎的電気通信役務支援業務規程がございまして、こちらが総務大臣による認可に係らしめられているところ、それにつきまして変更の認可を受けようとするものでございます。

具体的には、①の支援業務員につきまして、今般、電話リレーの支援業務と兼務する

ことを可能とするという内容、また、②でございますけれども、支援業務に関して得た情報の目的外利用の禁止を追加する、こういった内容の変更についての申請でございます。

3ページは後ほど触れるといたしまして、通し番号で言いますと4ページになりますけれども、この内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、詳細については後ほど御説明いたしますけれども、いわゆる電話リレー法と言われる法律でございます。上の四角でございますけれども、昨年12月1日に施行されまして、この電話リレー法と通称されているものでございますけれども、聴覚障害者等による手話と音声通話を通訳オペレーターが仲介する、こういったサービスでございます。このために要する費用につきまして交付金を交付するという制度でございます。この交付金の交付等に関する業務につきまして、電話リレーサービス支援機関というものを指定することになってございますけれども、下でございますとおり、これに同じく電気通信事業者協会（TCA）が先月、1月13日に指定されたというところでございます。

このことを踏まえての認可申請でございますけれども、申請書につきましては5ページ以下で掲げてございます。まず、具体的な内容につきましては、以後、ページが行ったり来たりで恐縮ですが、8ページ目にお進めいただければと思います。8ページ目に、今回申請のあった基礎的電気通信役務支援業務規程の改正案がございます。新旧対照になってございまして、右から左に改正をしたいという内容でございます。

まず、第8条について言いますと、もともと支援業務員につきまして専任の職員を選任、配置するとなっているところでございますけれども、今般、それに第2項を追加いたしまして、電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができるという規定を置きたいというものでございます。また、これに併せまして、第35条でございます、秘密保持義務がかかってございますけれども、これにつきまして、基礎的電気通信役務の支援業務の用に供する目的以外に利用してはならないという形で規定したいと、こういった内容でございます。

今回の変更の背景につきまして、6ページにお戻りいただければと思います。こちら、申請の中身にありました変更の理由でございます。右側に変更の理由ということで書いてございます。逐一読み上げることはいたしませんけれども、中ほどにございまして、今般、電話リレー支援機関に係る支援業務を兼務することによりまして、法人業務の効率的な運営を図ることができると、こういったことですか、また、この枠の一番

下の段落でございますけれども、「業務執行の独立性及び公正性に支障を生じるおそれはないものである」と、このようにされているところでございます。また、その次の第35条のところにもございますけれども、兼任に伴って、情報の取扱いに関して目的外利用を禁止することを追加すると、こういった内容が書かれているものでございます。

この点につきましては、電話リレー支援業務の持つ、例えば公共的な性格ですとか、また、情報の目的外利用を防ぐための措置を講じるといった中立性、独立性、また、一体的に業務を行うことによる効率化、様々な観点があるかと思っておりますけれども、こういったことを踏まえて、その適否について判断する必要があると考えているところでございます。

総務省において検討した結果でございますが、3ページ目にお戻りいただければと思います。審査結果でございますけれども、今般申請のありました3、支援業務の実施の方法に関する事項に関する変更につきましては、支援業務員に電話リレー支援業務の兼務を認めることについては、支援業務の的確な実施を図る上で適当であると認められると考えてございます。また、10、その他支援業務の実施に関し必要な事項ということで、支援業務員が電話リレー支援業務を兼務することから、支援業務において得た情報を他の業務で利用することのないように規定するものでありまして、適当であると考えているところでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○飯村事業政策課市場評価企画官 では、補足として、事業政策課から、先ほども御説明がございましたが、今回の諮問の背景となりました電話リレーサービスに関して簡単に御説明させていただきます。同じPDF資料の4ページ目を御覧いただければと思いますが、昨年6月に、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が成立されました。電話リレーサービスは、これまで民間事業者様でも提供されてきたものでございますけれども、聴覚や発話に障害のある者が、通訳オペレーターを通して、手話、文字チャットで意思をお伝えして、通訳オペレーターから相手先、聴覚障害者等以外の者に対して音声通話でお伝えをするというもので、コミュニケーションを電話を介して取ることができるようになる、そういったものでございます。

今般、こちらの法律が昨年12月1日に施行されまして、公共インフラとしての電話リレーサービスが、24時間365日の対応、また、これまでできなかった緊急通報への対応といったことが実現されるようになってまいります。こちらに関しまして、電話

リレーサービスを担う提供機関、電話リレーサービス提供機関と電話リレーサービス提供に要する費用となる交付金につきまして、電話提供事業者から徴収し、電話リレーサービス提供機関に交付をする役割を担う電話リレーサービス支援機関につきまして、それぞれ電話リレーサービス提供機関は日本財団電話リレーサービス、電話リレーサービス支援機関につきましては電気通信事業者協会を指定させていただいたところでございます。今般、電話リレーサービス支援機関として、電気通信事業者協会が業務を行うに当たりまして、ユニバーサルサービス制度と同様のような徴収の仕方となりますので、兼務をさせていただくといったようなところとなります。

以上でございます。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明を聞いて、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、最初に森委員から御質問がございますようですので、御発言をお願いいたします。

○森委員　御説明ありがとうございます。私、恥ずかしながら、今回お話にありました電話リレーサービスというものを存じませんでしたので、今回、御説明をいただいて、それが理解できたということと、これまでの基礎的電気通信役務支援業務の専任の支援業務の方がこの業務を兼任する、これは御趣旨としては全くごもつともだと思っておりますので、異存は全くありません。

お尋ねしたいのは非常に形式的なことございまして、1つは、私の理解として、基礎的電気通信役務支援業務と今回の電話リレーサービスの支援業務というのは、これは概念としては別のもので、別に電話リレーサービス支援業務が基礎的電気通信役務支援業務に含まれることになるわけではないと理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうかということが1点目ございまして、2点目はそれとの関係で、今、この諮問にかかっているものは、基礎的電気通信役務支援業務規程という規程の改定が問題になっているわけですが、これと同じような電話リレーサービス支援業務規程という規程がつくられる、いや、もしかしたらもう既にあるということかもしれませんけれども、そのように理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうかということの2点でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○大内料金サービス課企画官　森委員、御質問ありがとうございます。1点目につきましては、料金サービス課からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、御指摘

のとおり、同じ機関が担う業務であると言っても、基本的には基礎的電気通信役務に関する支援業務と電話リレーサービスに関する支援業務は別のものだと考えてございます。法律も別でございまして、そういう意味では概念的には別でございましてけれども、今回兼務することからお分かりのとおり、実際にはそのうち、負担金の徴収ですとか交付金の交付といった形で、極めて業務の性質的には類似する部分がありまして、効率化ですとか、もしくは知見の共有といった点でメリットがあるとお考えになって、そういったことも踏まえられた上での今回の申請であり、指定であるということかなと考えているところでございますので、お答えとしては別のものだと考えているところでございます。

1点目については以上です。

○森委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○飯村事業政策課市場評価企画官 森委員、ありがとうございます。2点目の御質問の電話リレーサービスにつきましても、御指摘のとおり、今後、電話リレーサービス支援業務に係る業務規程につきまして策定されていく予定でございます。

○森委員 ありがとうございます。よく分かりました。目的外利用の規定を入れていただいている、ドキュメント上、忘れがちなところですが、しっかりフォローしていただいている、素晴らしいなと思いました。これがやはり反対側にも、電話リレーサービス側にも当然入るべきだと思いましたので、それで今のお尋ねをいたしました。御説明ありがとうございます。

○川濱部会長 三友委員、御発言、お願いいたします。

○三友委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。この聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に関しては全く異存ございませんし、こういったものがあることは非常に喜ばしいことだと思っております。ユニバとの関係でもありますけれども、2点ほど確認をさせていただきたいのですが、1つは、この費用を電話提供事業者負担にさせるわけですが、適用の対象となる電話提供事業者というのは、ユニバの基準と全く同じ事業者を選択する基準になっているかということが1点です。たしか番号の数等で何かあったと記憶しておりますけれども、それが1点です。

それから、スライドの4ページの左下に、「負担金を、利用者に転嫁することは可能」というのが括弧で書いてあります。恐らくこれはユニバの場合と同様に、利用者、1番号あたりに転嫁されていくのだろうと思いますが、その場合、利用者から見た場合に、

請求書の中に、新たにこのサービスのための負担金が記載されることになるのか、それとも、ユニバの負担金と一緒に金額が提示されるのか、その辺はいかがなのでしょう。確認のために質問させていただきました。

○飯村事業政策課市場評価企画官　ありがとうございます。事業政策課からお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問でございますが、委員御指摘いただいておりますように、こちらの電話提供事業者負担金の対象となります電話提供事業者につきましては、ユニバーサルサービス制度と同様の基準で選定をされることとなります。

2点目、「負担金を、利用者に転嫁することは可能」という部分につきまして、こちら、事業者から利用者に転嫁をされることとなった場合には、御指摘いただきましたように、請求書に、今、ユニバーサルサービス料幾らという形で記載されていると思うのですが、同様に電話リレーサービスの分ということで、例えば1円でしたら1円といったような形で記載されるといったような方向で進められていくかと考えてございます。よろしく願いいたします。

○三友委員　ありがとうございます。ついでに、もう一つ質問させていただきたいのですが、実際、金額がかなり小さくなると思います。幾らになるか分かりませんが、ユニバの場合も端数の問題がありまして、その調整をするわけですが、その仕組みについても全く同じと考えてよろしいのでしょうか。

○飯村事業政策課市場評価企画官　計算方式等につきましては、電話リレーサービスにつきましては、電話リレーサービス提供機関等にかかる、そういった費用ですとかということなどを含めまして、収益等を計算して算出されるものとなります。ただ、端数等につきましては、何点何円という形で徴収は難しいので、同様の処理のような形で徴収させていただきます。

○三友委員　そうすると、1円以下を想定して書いてありますので、ゼロ円の月があると考えてよろしいということですね。

○飯村事業政策課市場評価企画官　はい、御指摘のとおりでございます。

○三友委員　分かりました。以上です。

○川濱部会長　ほかに御意見ございませんでしょうか。ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第3135号につきましては、お手元の諮問書のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 川瀨部会長　それでは、諮問書のとおり答申することといたします。
- 川瀨部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。
- 福田情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会ですが、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。
- 川瀨部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会